

海上保安庁政策評価実施要領

[制定 平成 13 年 7 月 2 日保総政第 92 号]
[一部改正 平成 15 年 10 月 6 日保総政第 238 号]
[全部改正 平成 24 年 3 月 26 日保総政第 386 号]
[一部改正 平成 26 年 3 月 25 日保総政第 318 号]
[一部改正 令和 6 年 3 月 25 日保総政第 274 号]

第 1 政策評価の目的

海上保安庁における政策評価は、国民の海上保安庁に求めるニーズに基づき、海上保安庁の果たすべき使命及び達成すべき目標を明確にし、その達成度を評価し政策に反映させていくことにより、「企画立案→実施→評価→政策の改善・反映」というマネジメントサイクルを確立することを基本的考え方として、以下の目的の達成に向けて実施するものとする。

- 1 国民に対する行政の説明責任を徹底する。
- 2 職員の意識の向上を図り、効率的な職務遂行体制を確立することにより、質の高い行政サービスを提供する。
- 3 国民的視野に立った成果重視の行政サービスを提供する。

第 2 政策評価の方法等

1 評価の方法

海上保安庁における政策評価の方法は以下のとおりとし、それぞれの評価の実施に当たっては、国土交通省政策評価基本計画、国土交通省事後評価実施計画に定めるもののほか、以下の評価方法ごとに定められた実施要領等（当該実施要領等に基づき実施細目等を作成している場合は、当該実施細目等も含む。）に基づいて行う。

| 評価方法 | 実施要領等 |
|--------------------------|--|
| 政策チェックアップ (実績評価方式) | 国土交通省政策評価実施要領 |
| 政策レビュー (総合評価方式) | |
| 個別公共事業の評価 (公共／事業評価方式) | 国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 |

| | |
|---------------------------|---|
| | 国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領 |
| 個別公共事業の評価 (非公共／事業評価方式) | 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領 国土交通省のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領 |
| 個別研究開発課題の評価 (事業評価方式) | 国土交通省研究開発評価指針 |
| 規制の評価 (事業評価方式) | 規制の政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領 |
| 租税特別措置等に係る評価 (事業評価方式) | 租税特別措置等に係る政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領 |

2 実施手順

- (1) 各課等は、前記の各評価を実施するに当たり、対象とする各施策等ごとに、所定の様式により評価原票を作成し、総務部政務課政策評価広報室（以下「政策評価広報室」という。）に提出する。
- (2) 政策評価広報室は、各課等から提出された評価原票の記載内容について、施策相互の整合性を図るとともに、客観性が担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて審査する。

政策評価広報室は評価原票をとりまとめ、国土交通省政策統括官に提出するとともに、庁内の予算、制度担当課に通知する。

なお、学識経験者等、第三者の専門的知見からの助言を得て行うこととされている評価については、政策評価広報室は当該助言を踏まえて評価原票をとりまとめる。

第3 学識経験を有する者の知見の活用

海上保安庁における政策評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、必要に応じ、学識経験者等で構成する「海上保安庁有識者懇談会」を開催し、以下の事項について意見、助言を求める。

「海上保安庁有識者懇談会」の庶務は政策評価広報室において処理する。

- (1) 海上保安庁が行う政策評価に関すること。
- (2) 評価結果の政策の企画立案への反映に関すること。

第4 評価結果等の公表等

1 公表内容等

(1) 政策評価に関する以下の情報を公表するものとする。

イ 海上保安庁政策評価実施要領

ロ 第2の1に掲げる各評価方法の評価結果

(2) 公表方法

公表に当たっては、報道発表、インターネットのホームページへの掲載、窓口での配布など、国民が容易にその内容を知りうる方法により行う。

2 公表内容等に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口公表内容等に関する意見・要望等の窓口は政策評価広報室とする。